

PTA総会

目次

第1部 (印刷して配付)

1. 令和6年度	PTA役員・会計監査・常任委員長一覧表	1
2. 令和6年度	職員一覧	2
3. 令和6年度	校区会員委員(支部長)	3
4. 令和6年度	部活・保護者代表一覧	4
5. 令和5年度	PTA会計収支決算書及び監査報告書	5
6. 令和5年度	PTA特別会計収支決算書及び監査報告書	6
7. 令和5年度	部活動収支決算書及び監査報告書	7
8. 令和6年度	PTA予算(案)	8
9. 令和6年度	PTA特別会計予算(案)	9
10. 令和6年度	部活動予算(案)	10

第2部 (加納中学校ホームページに掲載)

PTA活動 QRコード→→→



11. 令和6年度	校長あいさつ	11
12. 令和5年度	PTA事業報告	12
13. 令和6年度	PTA活動方針(案)及び各委員会の活動重点	13
14. 令和6年度	PTA事業計画(案)	15
15. 令和6年度	部活動年間計画(案)	16
16.	加納中学校PTA会則	17
17. //	会則の細則	21
18. //	個人情報保護方針	23
19. //	役員等選出規定	25
20. //	旅費規定	27
21. //	慶弔内規	28
22.	岐阜県PTA見舞金給付会の概要	29

岐阜市立加納中学校PTA

※ 本資料中の(案)とある項について、承認後は、(案)の文字は消去されたものとします。

11. 令和6年度 校長あいさつ

171名の1年生が入学、21名の教職員が転入し、全校生徒531名・教職員45名で令和6年度の加納中学校が動き出しました。新しい仲間と新たなチャレンジをしようという前向きで明るいスタートになりました。

5月2日に実施した体育祭、生徒会を中心に取り組む中で、スローガン「共創～関わる・知る・認める～」の通り、声を掛け合いながら自分たちで動き、準備から本番・片付けまで見事にやり切りました。短い取り組み期間の中で、喜びもトラブルも様々ありましたが、そこで考え、経験したこと一つ一つが成長につながっていくのだと思います。

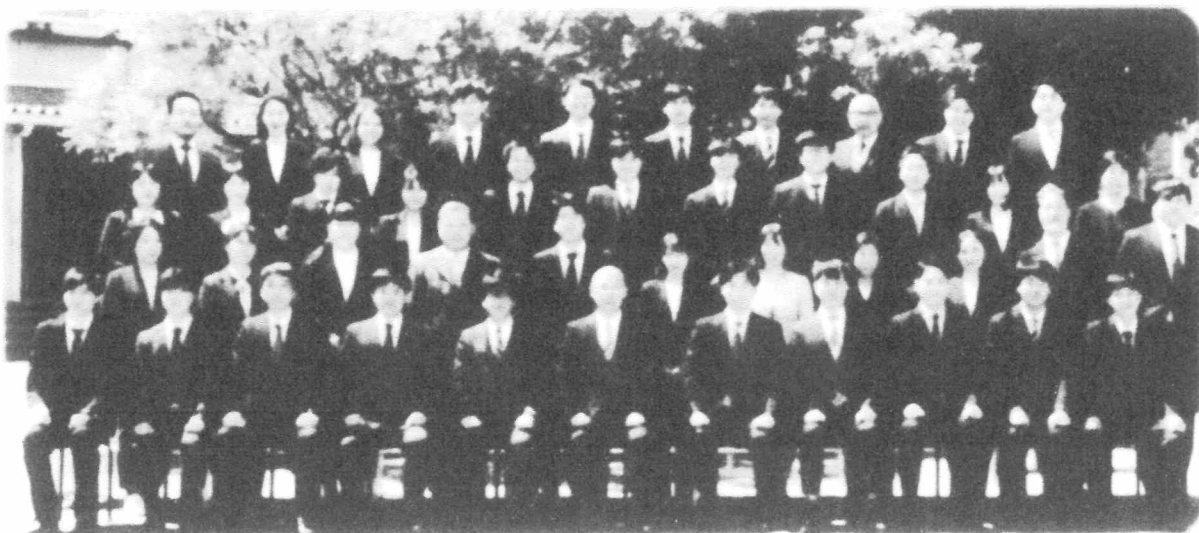
本年度も引き続き「自ら学び 自ら治め 自ら愛することのできる生徒を育成する」を学校の教育目標に掲げ、下記の内容を重点に、対話・コミュニケーションを大切にして教育活動を展開します。皆様のご理解とご協力をお願いします。

(1) 「自学 自治 自愛」を具現する教育活動 ～主体者意識の育成～

- ・「未来を生き抜く力」の育成をめざす学習活動
- ・社会人と学ぶ総合的な学習“ぎふMIRAI”s（キャリア教育の中核）
- ・野外総合活動（YSK）を核とした探求学習
 - 1年生：名古屋・トヨタ自動車 →チェンジ・志を意識する
 - 2年生：大阪・USJ →マーケティング・得意を生かす
 - 3年生：東京・TDL →ブランディング・誇りある自分
- ・社会に関わろうとする意欲や志を育てる生徒会活動

(2) 「加中文化」の継承・発展 ～支持的風土の醸成～

- ・誰一人置き去りにしない教育の追求
- ・心の「安全基地」づくり
- ・基盤となる健康教育（3つの課題：朝食欠食・就寝時刻・スマホ）
- ・いじめの未然防止、早期発見と確実な対応



12. 令和5年度 P T A 事業報告

	役員会・執行委員会	子育て委員会	校区委員会	成人教育委員会	地域生活委員会	広報委員会	部活委員会	学年委員会
4	○役員会(12) ○入学式(7)		○青ハト 加納(19)		○活動日・場所等検討 日程、場所などの確認、文書・資料の作成(14)			
5	○第1回執行委員会(9) ○PTA総会(当面決着)(26) ○第1回学校運営協議会(31)	○第1回執行委員会(9) ○青ハト 加納(19) ○第1回資源分別回収 菫部(20)	○第1回執行委員会(9) ○青ハト 加納(19) ○第1回資源分別回収 菫部(20)	○家庭教育学習リーター 研修会 (19・オンライン開催)	○第1回執行委員会(9) ○登校指導ボランティア募集書 面配布(10) ○往車場使用の検証研修会(22) ○見守り活動推進者研修会(30) ○参加者へ贈 へすと配布(30) ○登校指導(5)	○第1回執行委員会(9) ○体育祭撮影(24)	○第1回執行委員会(9) ○第1回部・クラブ活動 保護者代表会(19)	○リサイクル回収箱確認(6) ○第1回執行委員会(9)
6	○第1回学校支援推進委員会(20) ○岐阜県PTA連合会走期大会	○県PTA大会(8) ○第4プロック会長 子育て委員会合同会議(8) ○第1回子育て委員会(19)	○青ハト講習会 菫部(7) ○第1回地域補習委員会(20) ○青ハト 加納(22) ○支部長会 菫部(23) ○見守り隊 加納(30) ○見守り隊 加納(14) ○青ハト 加納(19) ○夏休み夜間ハートル (7/31~8/19 うち13日間) ○青ハト 加納(24) 菫部(中止) ○夏休み夜間ハートル 菫部 (7/31~8/19 うち13日間)					
7					○登校指導(3)			○白衣修繕のボランティア 募集案内配布(29)
8								○白衣修繕回収(26)
9	○第2回執行委員会(13)	○第2回執行委員会(13) ○第2回子育て委員会(21)	○青ハト 加納(20) ○第2回地域補習委員会(25)	○登校指導(4) ○中期登校指導ボランティア募 集書面配布(11) ○登校指導(3) ○第4プロック 専門委員長交流会 (当面開催)	○A学級YSK撮影依頼 ○2・3年生YSK撮影依頼 ○1年生YSK撮影依頼 ○第2回執行委員会(13)	○第2回部・クラブ活動 保護者代表会(8) ○第2回執行委員会(13)	○第2回執行委員会(13)	
10	○第2回学校運営協議会(25)		○青ハト 加納(20) ○第2回地域補習委員会(25)					
11	○第3回執行委員会(20)	○第3回執行委員会(20)	○第3回執行委員会(20) ○青ハト 加納(20) 菫部(24)	○登校指導(2) ○第3回執行委員会(20)	○239号企画会誌(16) 原稿作成依頼 ○第3回執行委員会(20)	○第3回執行委員会(16)	○第3回執行委員会(20)	○リサイクルパルパサー案内配 布、リサイクル品検品、リサ イクル回収箱確認(22)
12	○リサイクルパルパサー(8)	○第3回子育て委員会(6)	○第2回資源分別回収 菫部(16) ○資源分別回収 加納(16) ○青ハト 加納(20)	○登校指導(4) ○後期登校指導ボランティア募 集書面配布(4)	○リサイクルパルパサー撮影(8) ○文化集会撮影(21) ○第238号企画会誌・原稿作成 依頼 ○校正、確認作業			○リサイクルパルパサー(8)
1			○第3回地域補習委員会(24) (大雪警報のため中止) ○青ハト 加納(26)	○登校指導(9)				
2	○第4回執行委員会(14) ○第2回学校支援推進委 員会(15) ○第3回学校運営協議会(20)	○第4回執行委員会(14) ○青ハト(車両入替のため中止) ○第4回執行委員会(14) ○地域補習委員会(17)	○青ハト 加納(26) ○第4回執行委員会(14) ○地域補習委員会(17)	○登校指導(5) ○第4回執行委員会(14) ○登校指導ボランティア参加者 へのお礼と報告配布(16)	○校正 確認作業 ○旗当 撮影(5) ○校了 ○第4回執行委員会(14)	○第4回執行委員会(14) ○第3回部・クラブ活動 保護者代表会(27)	○第4回執行委員会(14) ○卒業生へリサイクル品募集 書面配布(28)	
3	○卒業式(8) ○第5回執行委員会(13) ○新執行役員引継ぎ会(13) ○離任式(26)	○第5回執行委員会(13) ○新執行役員引継ぎ会(13) ○第4プロック 新旧合同会議 (18)	○資源分別業者へのあいさつ 菫部 (13) ○第5回執行委員会(13) ○新執行役員引継ぎ会(13) ○青ハト 加納(20)	○第5回執行委員会(13) ○新執行役員引継ぎ会(13)	○第238号配布(3) ○第5回執行委員会(13) ○新執行役員引継ぎ会(13)	○第5回執行委員会(13) ○新執行役員引継ぎ会(13)	○第5回執行委員会(13) ○新執行役員引継ぎ会(13)	○卒業式(8) ○第5回執行委員会(13) ○新執行役員引継ぎ会(13)

※「成人教育委員長」「地域生活委員長」「広報委員長」「学年委員長」はPTA役員の中で兼任。
 ※事業報告上、全ての執行委員会に参加しているとはみなす。
 ※第4プロック広報紙コンクールは参加基盤に満たないため令和5年度は不参加。
 ※令和4年度より、「母勤委員会」の名称が「子育て委員会」に変更となりました。

13. 令和6年度 加納中学校PTA活動方針(案)

① 活動スローガン

PTAはボランティア。家庭と学校がつながるキッカケを

② 活動方針

新型コロナウイルスの感染症の位置づけが5類に移行して1年が経過しました。コロナ禍の様々な制約が緩和され、学校生活も以前の姿に戻りつつあり、体育祭や文化集会などの観覧や授業参観、学級懇談などを通じて、子ども達の様子を知る機会も戻ってきました。

また、コロナ禍は、子どもたちの学校生活がより充実したものになるには、PTAとして何が出来るのか、何をすべきなのかを考える機会となりました。これまでの活動を振り返り、真に必要な活動を実施するとともに、個々の負担を軽減し持続可能な活動となるよう、個々の活動について検討してまいりました。

今年度は、「PTAはボランティア」であることを大切にしながら、PTA活動を通じて、保護者(家庭)が「学校で過ごす子ども達の姿」や「学校の教育目標」などを、知る機会や理解が深まるキッカケづくりに注力してまいります。

③ 活動目標

【家庭】・保護者と子どもが互いに尊重し合える家庭作りに努める。

・保護者の責任を再確認し、幸せで温かい家庭づくりに努める。

・よりよい家庭学習を推進するための環境を整える。(保護者の見届け含む)

【学校】・学校の教育目標を理解し、積極的に協力する。(いじめの早期発見、早期解決)

【地域】・子どもの安心、安全な生活を会員同士が連携しながら守る。

【PTA】・活動を見直し、省力化、効率化を図ることで、持続可能な活動を目指す。

加納中学校の教育目標

自ら学び、自ら治め、自ら愛することのできる生徒を育てる

合い言葉

自 学 ・ 自 治 ・ 自 愛

常任委員会の活動重点

(1) 校区会員委員会

○安心、安全な校区作りを目指して。(加納校区)

○会員一人一人が協力し、明るい環境づくりに努める(茜部校区)

(2) 成人教育委員会

(なし：PTAのみでは活動しません)

(3) 地域生活委員会

○学校・家庭・地域が一体となり、生徒の健全育成に努める。

(4) 広報委員会

(なし：PTAのみでは活動しません)

(5) 部活委員会

○スポーツを通じて、生徒たちの健康的な体作りをサポートできる環境をつくる。

(6) 各学年委員会

○子ども達の学校生活につながる活動を見極めながら、取組みを進める。

1.4. 令和6年度PTA事業計画(案)

	役員会・執行委員会	子育て委員会	校区役員委員会	成人教育委員会	地域生活委員会	広報委員会	部活委員会	学年委員会
4	役員会・執行委員会 ○第1回役員会(4) ○入学式(8)		○青ハト 加納(19)		○担当の先生と見守り活動の日 種、場所など確認し、文書・資料の作成(26)			
5	○第1回執行委員会(8) ○PTA総会(当面決議)(18)	○第1回執行委員会(8)	○第1回執行委員会(8) ○青ハト 加納(21) ○第1回校源分別回収 歯部(18)	○第1回執行委員会(8) ○家庭教育学級リーナー 研究会(オンライン開催) (16)	○第1回執行委員会(8) ○登校指針ボランティア募集 面配布(8) ○駐車場借用の挨拶(8)	○第1回執行委員会(8) ○体育祭撮影補助(1)	○第1回執行委員会(8) ○第1回部・クラブ活動 保護者代表者会(17)	○第1回執行委員会(8) ○リサイクル回収箱確認
6	○第1回学校運営協議会 ○第1回学校支援推進委員会	○県PTA大会(13) ○第4ブロック会長 選任関係合同会議(13)	○青ハト 加納 ○支部長会 歯部(休 止)		○登校見守りボランティア活動 (5)			○リサイクル回収箱確認
7			○青ハト 加納(歯部)		○登校見守りボランティア活動 (3)			○リサイクル回収箱確認
8		○第1回岐阜市子育て支援 会議(22)	○青ハト 加納(歯部) ○夏休み夜間ハートル 歯部(休 止)					○リサイクル回収箱確認
9	○第2回執行委員会	○第2回執行委員会	○青ハト 加納(歯部)	○第2回執行委員会	○第2回執行委員会 ○登校見守りボランティア活動 (4)	○第2回執行委員会	○第2回部・クラブ活動 保護者代表者会 ○第2回執行委員会	○リサイクル回収箱確認 ○第2回執行委員会
10	○役員選出委員会 ○第2回学校運営協議会	○岐阜市PTAフォーラム(11)	○青ハト 加納(歯部) ○第2回地域補導委員会		○中期登校指針ボランティア募 集会 ○第4ブロック専門委員長交流会 (2)			○リサイクル回収箱確認
11	○第3回執行委員会 ○リサイクルハザー(29)	○第3回執行委員会 ○第2回岐阜市子育て支援 会議(14)	○第3回執行委員会 ○青ハト 加納(歯部)	○第3回執行委員会 ○登校見守りボランティア活動 (6)	○第3回執行委員会 ○登校見守りボランティア活動 (2)	○第3回執行委員会 ○リサイクルハザー撮影	○第3回執行委員会	○第3回執行委員会 ○リサイクルハザー案内配布 ○リサイクル回収箱確認 ○リサイクルハザー(29) ○(仮)白衣修繕(購入)
12			○第2回校源分別回収 歯部(14) ○校源分別回収 加納(14) ○青ハト 加納(歯部) ○第3回地域補導委員会 ○青ハト 加納		○登校見守りボランティア活動 (4) ○後期登校見守りボランティア 募集面配布(4)	○文化集会撮影補助		○本業式贈り物(花)について 案内
1			○第4回校源分別回収 歯部(14) ○青ハト 加納 ○地域補導委員会	第4回執行委員会	○第4回執行委員会 ○登校見守りボランティア活動 (5) ○ボランティア参加者へのお礼	○第4回執行委員会	○第4回執行委員会 ○第3回部・クラブ活動 保護者代表者会	○第4回執行委員会 ○卒業生へリサイクル品募集 書面配布
2	○第2回学校支援推進委員会 ○第3回学校運営協議会 ○第1回執行委員会	○第4回執行委員会 ○第3回岐阜市子育て支援 会議(28)	○第5回執行委員会 ○青ハト 加納	○第5回執行委員会 ○新旧執行役員引継ぎ会 ○青ハト 加納				○卒業式(花)の購入 ○卒業式(7) ○第5回執行委員会 ○新旧執行役員引継ぎ会
3	○卒業式(7) ○第5回執行委員会 ○新旧執行役員引継ぎ会 ○担任式(26)	○第5回執行委員会 ○新旧執行役員引継ぎ会 ○第1ブロック新旧合同会議		○第5回執行委員会 ○新旧執行役員引継ぎ会	○第5回執行委員会 ○新旧執行役員引継ぎ会	○第5回執行委員会 ○新旧執行役員引継ぎ会	○第5回執行委員会 ○新旧執行役員引継ぎ会	○卒業式(花)の購入 ○卒業式(7) ○第5回執行委員会 ○新旧執行役員引継ぎ会

※白衣修繕は休止

※「広報委員長」「学年委員長」はPTA役員の中で兼任。
※第4ブロック広報紙コンクールは参加基準に満たないため令和6年度は不参加。

※夏休みハートルは休止

15. 令和6年度 部活動年間計画(案)

行事	野球	ハンド ボール	サッカー	バスケットボール		バレー ボール	バドミントン	テニス		剣道 (男・女)	絵画	合唱	ロボコン
				男子	女子			男子	女子				
4	全日本少年野球大会		春季地区大会	春季市大会	春季市大会	市民大会		市民大会	市民大会				
5	保護者代表者会	春季県大会		春季地区大会	春季地区大会	選抜地区大会	県大会 シングルス 市大会	春季地区大会 春季県大会	春季地区大会				
6	市中体連	春季羽生大会					県大会 ダブルス	春季県大会	春季県大会	市民大会	岐阜県青少年美術展		
7												NHKコンクール地区	
8				夏季交流大会	夏季交流大会						各種応募作品	NHKコンクール県	
9	保護者代表者会	秋季新人大会	市民総大会				市民大会 シングルス	地区新人大会	市民大会				ロボコン地区大会
10		市民大会 1年生大会	秋季新人戦	市民大会	市民大会	市民大会	市協会 ダブルス	地区新人大会 地区新人大会	地区新人戦	市民大会 市錬成会	校内展覧会	加納東市民文化祭(予)	
11							学年別大会(10月~12月のどこかで)	県新人戦	県新人戦	県新人戦			ロボコン県大会
12				冬季交流大会	冬季交流大会		地区協会 ダブルス	市チャレンジャーズ	市チャレンジャーズ		(文化集会ポスター制作)	文化集会参加(予)	
1		冬季県大会	1年生大会			新人戦地区大会	県協会団体	県インドア大会	県インドア大会			茜部文化祭(予)	
2	保護者代表者会	1年生大会				県大会 1年生大会		市インドア大会	市インドア大会	市錬成会			
3			岐阜市市民大会								校内展覧会	清水川さくらまつり(予)	

※現在の予定です。状況によって変更・中止・延期になる大会や行事もあります。

16. 加納中学校PTA会則

第1章 名称および事務局

第1条 本会は岐阜市立加納中学校PTAと称し、事務局を岐阜市立加納中学校に置く。

第2章 目的

第2条 本会は次のことを目的とする。

1. 家庭、学校、地域との連携を緊密にしながら、生徒の健全な育成をはかる。
2. 教養を高め、よりよい保護者となるために会員が研修するとともに、会員相互の親睦をはかる。

第3章 方針

第3条 本会は教育を目的とする民主的団体として行動する。

第4条 本会は不偏不党を旨とする自主独立の団体である。

第5条 本会は児童・生徒および青少年の育成のため活動する他の団体や機関と協力する。

第6条 本会は学校管理および職員人事に干渉しない。

第7条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報保護方針」「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用するものとする。

第4章 会員

(会員資格)

第8条 本会の会員資格は、本校に在籍する生徒の保護者またはこれに代わる者(後見人)ならびに本校に勤務する教職員とする。

(入会規定)

第9条

1. 本校 PTA へは入会届の提出をもって入会したものとみなし、入会済みの会員については、次年度は自動継続とする。
2. 年度途中であっても入会または再入会の申し出があるときはこれを妨げない。

(退会規定)

第10条 会員は生徒の卒業、転校などにより会員資格を失った場合に自動退会となる他、細則に定める退会手続きをもって本校PTAを退会できる。

第5章 会計

第11条 本会の経費は、会費および寄付金をもってあてる。

第12条 会費は1口月額100円とし、会員は1口以上の会費を負担するものとする。既納の会費については、いかなる理由があっても返還しない。

第13条 本会の資金は、第2章の目的以外には使用しない。

第14条 本会の会計を一般会計・部活会計および特別会計とに分ける。

1. 一般会計は会費による会計とする。
2. 部活会計は、PTA補助、市補助、その他による会計とする。
3. 特別会計は寄付金による会計とする。

第15条 会計の決算は会計監査を経て総会に報告し、承認を受けねばならない。

第16条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第6章 会計の監査

第17条

1. 本会には、会計監査2名を置く。
2. 会計の監査は1回以上行い、その結果を総会に報告し、承認を受けねばならない。

第7章 役員・会計監査の選出

(役員等の選出)

第18条 役員・会計監査(以下役員等という)の選出については別に定める規定による。

(役員等の任期)

第19条 役員等の任期は4月1日より翌年3月31日までとし再選を妨げない。年度途中における補欠者の任期は前任者の残任期間とする。

(役員等の兼任)

第20条 役員等は、やむを得ない場合に限り、他の役員、各委員長、委員を兼任することができる。

第8章 役員および顧問

(役員構成)

第21条 本会に次の役員を置く。

1. 会 長 1名 〈保護者〉
2. 副 会 長 3名以上 〈各小学校区より保護者各1名以上、教職員より1名〉
3. 書 記 2名 〈保護者、教職員より各1名〉
4. 会 計 2名 〈保護者、教職員より各1名〉

(顧問構成)

第22条 本会に顧問を置くことができる。

(役員および顧問の職務)

第23条 役員および顧問の職務は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。また、役員会の長および委員を任命・委嘱し、総会・役員会・執行委員会を召集する
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。また、1名は部活動保護者代表者会長を務める。
3. 副会長は本会の各専門委員会を代表して、市PTA連合会に参加する。
4. 書記は本会の運営に関する庶務を司り、総会・役員会・執行委員会の記録を保管する。
5. 会計は金銭の出納を行い、経理の記録および受領証の保管を行う。
6. 顧問は会長の諮問に応ずる。また、総会および諸会合において意見を述べることができる。

第24条 役員は必要に応じ、常任委員会、特別委員会、学年および学級総会、学年および学級委員会に出席して意見を述べるることができる。

第9章 機 関

第25条 本会に、必要に応じて次の機関を置くことができる。

- | | |
|----------|-------------|
| 1. 総会 | 6. 学年総会 |
| 2. 役員会 | 7. 学級総会 |
| 3. 執行委員会 | 8. 学年委員会 |
| 4. 常任委員会 | 9. 学級委員会 |
| 5. 財務委員会 | 10. 役員選出委員会 |

第26条 前条に示す機関のほか、必要に応じ執行委員会の承認を受けて特別委員会を設置することができる。

(総会)

第27条 総会は本会の最高決議機関であり、全会員で構成し、毎年1回会長が召集して開く。ただし、執行委員会が必要と認めた場合、または全会員の3分の1以上の要求があった場合には臨時に開くことができる。

第28条 総会の議長団は2名とし、出席者の中から選出する。

第29条 総会の議決は、執行委員および会計監査を除く出席者の過半数をもって決する。

第30条 総会にかけ議決を必要とする事項は次の通りとする。

- | | |
|---------------------|-------------|
| 1. 役員の追認 | 4. 会則の改廃 |
| 2. 前年度の事業および決算の承認 | 5. その他の重要事項 |
| 3. 新年度の事業計画および予算の承認 | |

(役員会)

第31条 役員会は会長がこれを召集する。その任務は次のとおりとする。

1. 執行委員会に付議すべき事項の審議
2. 事業計画の調整ならびに審議
3. その他重要事項の審議

(執行委員会)

第32条 執行委員会は次をもって構成する。

- | | |
|----------|-------------------|
| 1. 会 長 | 5. 会計監査 |
| 2. 副 会 長 | 6. 各常任委員長および特別委員長 |
| 3. 書 記 | 7. 各学年委員長 |
| 4. 会 計 | |

第33条 執行委員会は必要に応じて会長が召集する。執行委員会の任務は次のとおりとする。

1. 総会に提出する議案の作成および審議
2. 総会で議決された事項の執行
3. 特別委員会の設置
4. その他本会の活動に必要な事項の審議と執行
5. 緊急事項の処理

第34条 執行委員会の議決は会計監査を除く出席者の3分の2をもって決する。

(常任委員会)

第35条 常任委員会は次をもって構成する。

1. 校区会員委員会
2. 成人教育委員会
3. 地域生活委員会
4. 広報委員会
5. 学年委員会
6. 部活委員会

第36条 常任委員会は、委員長・副委員長・委員および委員会に關係する教職員で構成し、必要に応じて委員長が召集する。この委員会の任務等は、細則によりこれを定める。

(財務委員会)

第37条 財務委員会は本会役員をもって構成し、必要に応じて会長が召集し、本会の財務について審議する

(学年総会・学級総会)

第38条 学年総会および学級総会は当該学年および学級に所属する会員で構成し、必要に応じて学年委員長、学級委員長が召集する。この会の任務等は、細則によりこれを定める。

(学年委員会・学級委員会)

第39条 各学年委員会および学級委員会はそれぞれの長が召集する。この委員会の任務等は、細則によりこれを定める。

(役員選出委員会)

第40条 役員選出委員会の任務、構成、委員の選出および任期、委員長、活動内容等について、別に定める役員等選出規定により定める。

(特別委員会)

第41条 特別委員会は各常任委員の任務に属さない重要な問題の処理を目的として設置される。この委員会の構成・任務等は、細則によりこれを定める。

第10章 付 則

第42条 この会則の改廃は総会の議決を要する。

第43条 本会の運営上必要な細則、規定および規程は、会則の趣旨に基づいて執行委員会で決定する。制定または改廃した場合は、次期総会にて報告する。

第44条 この会則は昭和56年4月1日より施行する。

昭和56年3月31日 制定
昭和57年4月1日 一部改正
昭和58年4月1日 一部改正
昭和59年4月1日 一部改正
昭和60年4月1日 一部改正
平成12年4月1日 一部改正
平成15年4月1日 一部改正
平成17年4月1日 一部改正
平成18年4月1日 一部改正
平成21年4月1日 一部改正
平成26年4月1日 一部改正
平成31年4月1日 一部改正
令和5年4月1日 一部改正